

令和7年度飲食店等デジタルマーケティング活用支援事業業務委託仕様書

1 目的

昨今、観光や飲食などをする際、事前にインターネットで情報を調べた上で行動を起こす人が増加傾向にある。一方で、その対策ができていない事業者ほどネット上の情報に不足や誤りが生じており、来街誘引や購買機会の損失につながるおそれがある。

本業務は、飲食店等のインターネット上における情報の質を担保し誘客につなげるため、検索エンジンシェア率1位※のGoogleが提供する情報管理ツールであるGoogle ビジネスプロフィール（以下、「GBP」という。）を活用した情報発信の手法を学ぶデジタルマーケティングにかかるスクール（以下、「スクール」という。）を開催し、事業者自らが低コストで持続的に情報発信を行うことができるようになることを目的とする。

※データ引用元：Search Engine Market Share | Statcounter Global Stats (2025年2月)

2 契約主体

大分県

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

4 委託業務の内容

本業務は、各地域の受講者相互によるサポートも想定し、県内3地域でのスクール開催を予定している。また、受講者の理解を一層深めるため、スクールにおいて地域の高校生によるサポートを実施する。なお、開催地域及び参加高校については県が指定するものとする。

(1) スクールの開催（4回（入門編・初級・中級・上級）×3地域、2時間程度/回）

消費者の行動決定プロセスや検索サイトの利用方法、GBPの情報登録やMEO（マップエンジン最適化）対策などについて低コストで持続的に効果的な情報発信をすることが出来る手法を学ぶ、入門編・初級・中級・上級全4回の実践的な事業者向けスクールを開催すること。なお、初級・中級の開催にあたっては地域の生徒による受講者サポート体制を組み込むこと。

各回の内容は以下を基本とする。

入門編：Google マップを活用した広報の基本概念を理解し、GBPのオーナー登録を完了する。

初 級：GBPの基本情報を正しく登録し、店舗分析を通じて効果的な情報発信の準備を整える。

中 級：MEOの基礎を学び、検索で見つけられやすいビジネス説明文を完成させる。

上 級：GBPを活用した情報発信の実践スキルを身につけ、スクール終了後も事業者自身で継続的に運用できるようにする。

ア 概要

- ・対象者 参加団体に属する事業者 等
- ・受講人数 1回あたり10～15事業者（店舗）程度
- ・方 法 オフライン開催

イ 業務内容

a スクールの開催に関すること

- ・参加者の募集に関すること（チラシ1種の作成、参加者の取りまとめ）
- ・参加事業者（受講者）、生徒との各種調整に関すること
- ・カリキュラムの設定に関すること
- ・開催日の設定に関すること

- ・講師の選定、依頼、調整に関すること
- ・会場の調整、準備、後片付けに関すること
- ・使用する機器（モバイル通信端末（Wi-Fi）、G B Pの登録に利用可能な端末を持たない受講者用の予備端末を含む）の準備、後片付けに関すること
- ・当日の投影・配布テキストの作成に関すること
- ・当日の受付に関すること
- ・受講者へのアンケート作成・収集・分析等に関すること
- ・生徒の交通費等必要経費の精算に関すること
- ・その他スクールの運営に必要なこと

ウ 実施にあたっての留意事項

- ・カリキュラムの設定にあたっては、事業の目的に沿ったものとし、身近な事例を紹介するなど、受講者がデジタルマーケティングの概念を理解しやすいよう工夫し、県と協議し決定すること。
- ・講師の選定にあたっては、メインの講師のほか、受講者が円滑に受講できるよう、また受講生のサポートを行う生徒をフォローできるようスタッフを必要人数配置することとし、県と協議し決定すること。
- ・日程の調整にあたっては、参加事業者（受講者）、生徒に配慮し、県と協議し決定すること。
- ・会場の選定にあたっては、作業・通信環境や参加事業者（受講者）、生徒の交通手段に配慮し、県と協議し決定すること。

(2) 生徒向け講座開催（2回×3校、2時間程度/回）

スクールにおいて受講者のサポートを生徒に依頼するにあたり、デジタルマーケティングにおける基礎的な考え方やG B Pの操作方法、集客につながる情報発信の方法などをテーマに、受講者をサポートするために必要な考え方やノウハウを身につける生徒向け講座を協力各校にてスクール初級とスクール中級の前に1回ずつ開催すること。

ア 概要

- ・対 象 者 スクールでの実践をサポートする県内高校生 等
- ・方 法 オフライン開催

イ 業務内容

- a 生徒向け講座の開催に関すること
 - ・テキストの作成に関すること
 - ・生徒へのアンケート作成・収集・分析等に関すること
 - ・生徒のフォローに関すること
 - ・その他講座の運営に必要なこと

ウ 実施にあたっての留意事項

- ・講座内容は、身近な事例を紹介するなど生徒がスクールの内容について理解し、事業者をサポートするためのノウハウを習得できるよう工夫し、県と協議し決定すること。
- ・2回目の開催方法については協力各校の希望に沿うこと

(3) (1)～(2)に付随する業務

- ア 委託業務にかかる経理に関すること。
- イ 委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。
- ウ 前各号に定めるもののほか、事業実施に関し、県が指示すること。
- エ その他、事業の運営に関して必要なこと。

(4) 報告書の作成

業務終了後、委託期間内に上記（１）～（３）の実績をまとめた報告書を作成すること。報告にあたっては、参加者からのアンケート結果等を踏まえ、今後の課題や改善点等をまとめ、県に提案すること。

5 付記事項

（１）権利義務等の譲渡等

県はこの契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができるものとする。

6 著作権

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- （１）成果品の著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は、県に無償で譲渡するものとする。
- （２）県は、著作権法第２０条第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- （３）納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。
- （４）受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第１８条及び第１９条を行使することができないものとする。

7 貸与資料

県が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は県の指示に従い、借用書を県に提出の上資料の貸与を受けるとし、本業務の完了後は速やかに借用した資料を県に返却しなければならない。

8 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県から貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

9 補則

本仕様書に疑義のある場合及び定めのない事項については、県と受託者が協議の上決定するものとする。